



# 長野県報

3月31日(木)  
令和4年  
(2022年)  
号外

## 目次

### 条例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)..... 1

### 規則

長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則(税務課)..... 3

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

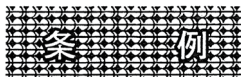
(1) 大法人に対する法人事業税の所得割の軽減税率の見直し

外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の所得割について、年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、税率を1.0%としました。

(2) ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

導管部門の法的分離の対象となる法人等について、従来の収入割に加えて、付加価値割及び資本割を組み入れることとしました。

2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第26号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「第53条第52項」を「第53条第54項」に、「同条第53項又は第56項」を「同条第55項又は第58項」に、「同条第47項、第51項、第53項及び第56項」を「同条第49項、第53項、第55項及び第58項」に改め、同条第4項中「第53条第48項から第51項まで及び第57項」を「第53条第50項から第53項まで及び第59項」に改め、同条第6項中「第53条第64項各号」を「第53条第66項各号」に改め、同項ただし書中「磁気テープ」を削り、「施行規則第3条の3の3第1項」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第3条の3の2第4項」に改め、同条第7項中「第3条の3の3第2項」を「第3条の3の2第5項」に改め、同条第8項中「第53条第78項」を「第53条第80項」に、「同条第77項」を「同条第79項」に改める。

第34条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号のイ中「第72条の24の7第6項」を「第72条の24の7第7項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業のうちガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業(以下「導管ガス供給業」という。)、保険業並びに貿易保険業 収入割額第34条第1項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第36条第1項及び第4項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加

価値割額及び資本割額の合算額

第34条の2第8項の表の第36条第1項第1号及び第4項第1号の項中「及び第4項第1号」を削り、同表の第36条第1項第3号及び第4項第3号の項中「及び第4項第3号」を削り、同表の第36条第4項の項中「第36条第4項」を「第36条第5項」に改め、同表に次のように加える。

第36条第5項 第2号	特別法人以外の 法人	特別法人以外の法人（第34条第1項第1号のア に掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
----------------	---------------	---

第36条第1項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業、特定ガス供給業」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号のウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

第36条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中「もの」の次に「(第34条第1項第1号のアに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第38条第4項ただし書中「磁気テープ」を削り、「第5条の2」を「第5条の2第4項」に改める。

第39条の3第1項中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「」を削り、「」という。)第7条」を「第6条の7」に改める。

第40条の2中「第73条の14第11項から第13項」を「第73条の14第12項から第14項」に改める。

第40条の9に次の1項を加える。

13 県税事務所長は、第1項から第3項までに規定する納税者の申請又は第7項に規定する申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第1項から第3項までの規定による減額をすることができる。

附則第13条第1項中「同条第42項」を「同条第43項」に、「同条第45項及び第46項」を「同条第47項及び第48項」に、「第41項」を「第42項」に、「第42項、第47項及び第48項(同条第49項)」を「第43項、第49項及び第50項(同条第51項)」に、「同条第50項」を「同条第52項」に改める。

附則第13条の2の2中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第13条の2の3第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附則第13条の3中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(次項及び第4項において「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

4 新条例第40条の2、第40条の9第13項及び附則第13条の3の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例及び消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「第2号若しくは第3号の表に掲げる率又は」を削り、「若しくは同条第4項第1号のウ、第2号」を「同条第4項第1号若しくは同条第5項第1号」に、「第3号に」を「第2号に」に、「率を」を「率又は同条第1項第2号若しくは第3号の表に掲げる率を」に改める。

(1) 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例(平成18年長野県条例第6号)第4条第2項第1号

(2) 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)第2条第4項第1号

税 務 課